

個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）が保有する個人情報について、法人の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人のすべての従業者に対して適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

(取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、利用目的を特定して、これを本人に示すとともに、その目的達成に必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(取得の手続)

第4条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出て、その承認を得るものとする。

(個人情報利用の原則)

第5条 個人情報の利用は、原則として利用目的の範囲内で行い、権限ある者が業務の遂行上必要な限度において利用できる。

(個人情報の第三者提供)

第6条 個人情報は、法令に定める場合などを除き、本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の管理の原則)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

第8条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、法令に定めがある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、事実と異なる情報があり、これについて本人から訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った旨、遅滞なく本人に通知するものとする。

(個人情報の消去・廃棄)

第9条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限度でなし得るものとする。

(組織・体制)

第10条 個人情報の適正な管理を実現するため、法人内に個人情報保護の責任者として個人情報保護管理者を置き、当該施設の園長をもってあてる。

2 個人情報保護管理者の下に、個人情報保護に関する相談や情報セキュリティ対策等に従事する個人情報取扱担当者を置き、当該施設の事務長をもってあてる。

3 当該施設の事務所内に個人情報に関する相談窓口を設置する。

(教育・研修)

第11条 個人情報保護管理者は、個人情報保護に関する教育・研修プログラムを策定し、法人の職員に対して継続的かつ定期的に教育・研修を行うものとする。

(委任)

第12条 その他、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 18 日から施行する。